

青森市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

(平成二十五年青森市条例第十三号)の一部改正【第十三条関係】

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(従業者の員数)</p> <p>第四条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 第一項第三号から第六号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設若しくは介護医療院（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設若しくは介護医療院をいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める従業者により当該サテライト型小規模介護老人保健施設若しくは介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>一～三 [略]</p> <p><u>[削除]</u></p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第四条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 第一項第三号から第六号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設若しくは介護医療院（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設若しくは介護医療院をいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める従業者により当該サテライト型小規模介護老人保健施設若しくは介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>一～三 [略]</p> <p><u>四 健康保険法等の一部を改正する法律</u></p>

改正後	改正前
<p>6 [略]</p> <p>(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)</p> <p>第二十条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であるときは、<u>協力医療機関</u>その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第三十四条 [略]</p> <p>2 介護老人保健施設の開設者は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 感染症<u>及び</u>食中毒の予防及びまん延</p>	<p><u>(平成十八年法律第八十三号) 附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設 介護支援専門員</u></p> <p>6 [略]</p> <p>(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)</p> <p>第二十条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であるときは、<u>協力病院</u>その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第三十四条 [略]</p> <p>2 介護老人保健施設の開設者は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 感染症<u>又は</u>食中毒の予防及びまん延</p>

改正後	改正前
<p>の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に対し周知徹底すること。</p> <p>二 感染症<u>及び</u>食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三・四 [略]</p> <p><u>(協力医療機関等)</u></p> <p>第三十五条 <u>介護老人保健施設の開設者</u> <u>は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)</u>を定めておかなければならない。 <u>ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととすることができる。</u></p> <p>一 <u>入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。</u></p> <p>二 <u>当該介護老人保健施設の開設者からの診療の求めがあつた場合において、診療を行う体制を常時確保していること。</u></p> <p>三 <u>入所者の病状が急変した場合等にお</u></p>	<p>の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に対し周知徹底すること。</p> <p>二 感染症<u>又は</u>食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三・四 [略]</p> <p><u>(協力病院等)</u></p> <p>第三十五条 <u>介護老人保健施設の開設者</u> <u>は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。</u> _____ _____ _____ _____</p>

改正後	改正前
<p><u>いて、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</u></p> <p><u>2 介護老人保健施設の開設者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 介護老人保健施設の開設者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>4 介護老人保健施設の開設者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p><u>5 介護老人保健施設の開設者は、入所者</u></p>	<p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>6</u> [略]</p> <p>(掲示)</p> <p>第三十六条 介護老人保健施設の開設者は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、<u>協力医療機関</u>、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。</p> <p>2 介護老人保健施設の開設者は、<u>重要事項</u> _____ を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p><u>3</u> <u>介護老人保健施設の開設者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p><u>(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を</u></p>	<p><u>2</u> [略]</p> <p>(掲示)</p> <p>第三十六条 介護老人保健施設の開設者は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、<u>協力病院等</u>、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項 _____ を掲示しなければならない。</p> <p>2 介護老人保健施設の開設者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>検討するための委員会の設置)</u></p> <p><u>第四十一条の三 介護老人保健施設の開設者は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第四十三条 [略]</p> <p>2 介護老人保健施設の開設者は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 <u>第十三条第四項の規定による</u>居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録</p> <p>三 <u>第十四条第二項の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>四 <u>第十七条第五項の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所</p>	<p>[追加]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第四十三条 [略]</p> <p>2 介護老人保健施設の開設者は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 <u>第十三条第四項に規定する</u>居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録</p> <p>三 <u>第十四条第二項に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>四 <u>第十七条第五項に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所</p>

改正後	改正前
<p>者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p>	<p>者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p>
<p>五 第二十六条<u>の規定による</u>保険者市町村への通知に係る記録</p>	<p>五 第二十六条<u>に規定する</u> 保険者市町村への通知に係る記録</p>
<p>六 第三十九条第二項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録</p>	<p>六 第三十九条第二項<u>に規定する</u> 苦情の内容等の記録</p>
<p>七 第四十一条第三項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>七 第四十一条第三項<u>に規定する</u> 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>
<p>3 [略]</p>	<p>3 [略]</p>
<p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p>
<p>第五十三条 [略]</p>	<p>第五十三条 [略]</p>
<p>2～4 [略]</p>	<p>2～4 [略]</p>
<p><u>5 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p>	<p>[追加]</p>
<p><u>6</u> [略]</p>	<p><u>5</u> [略]</p>